

大産03第1333号

大月市公告第34号

経営管理権集積計画策定に伴う公告

森林経営管理法第4条第1項の規定により、下記森林について、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年12月22日

大月市長 小林 信保



記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

| 整理番号 | 所在・地番 | 林班 | 地目 | 面積 (ha) | 経営管理権 の存続期間 | 備考 |
|------|----------------------|----|----|--------------------|---------------------------|----------------|
| 1 | 大月市七保町瀬戸 字ヲモレ1554 | 69 | 山林 | 0.0793 (1.4659) | 令和5年12月22日～ 令和11年3月31日 | 整理番号 R5第01号 |

2. 縦覧場所

大月市役所 産業観光課

大月市ホームページ

3. 本公告により、大月市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。